

## 宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱の一部を改正する要綱（案）

資料 5-2

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第 1 条から第 6 条まで （略）</p> <p>（認証の有効期間）</p> <p>第 7 条 認証の有効期間は、認証した日から起算して 3 年間とする。ただし、<u>第 9 条の規定による廃止の届け出をした者に係る認証の有効期間は、当該届け出を受理した日までとする。</u></p> <p><u>（認証の更新）</u></p> <p>第 8 条 <u>第 5 条第 1 項の規定により認証を受けた評価機関は、前条の有効期間満了後認証の継続を希望するときは、その有効期間の満了の日から一月前までに、別に定める申請書に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により認証の更新を申請しようとする評価機関は、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近 3 か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が 10 件以上の場合にあっては、当該評価機関に所属する評価調査者が県又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する更新時研修（以下「更新時研修」という。）を受講するよう努めなければならない。また、当該評価件数が 10 件未満の場合にあっては、認証の更新申請に当たり直近の更新時研</u></p>	<p>第 1 条から第 6 条まで （略）</p> <p>（認証の有効期間）</p> <p>第 7 条 認証の有効期間は、認証した日から起算して 3 年間とする。ただし、<u>次条</u>の規定による廃止の届け出をした者に係る認証の有効期間は、当該届け出を受理した日までとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>修を受講しなければならない。</u></p> <p>3 <u>知事は、評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、認証の更新は行わないものとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条各号に規定する認証要件のいずれか一つが欠けたとき。</u></p> <p>(2) <u>原則として過去3年間、評価実績がないとき。</u></p> <p>(3) <u>第12条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき又は調査等への協力を行わないとき。</u></p> <p>(4) <u>第9条の規定による変更の届け出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p>(5) <u>虚偽の申請その他不正の手段により認証を受けたとき。</u></p> <p>(6) <u>次に掲げる不正な行為を行うなど、評価機関として相応しくないと認められる場合</u></p> <p>イ <u>第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受取ること。</u></p> <p>ロ <u>守秘義務に違反すること。</u></p> <p>ハ <u>サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。</u></p> <p>ニ <u>法令に違反すること。</u></p> <p>ホ <u>その他社会通念上不正な行為と認められる行為</u></p> <p>4 <u>第5条から前条までの規定は、認証の更新について準用する。</u></p> <p>(変更及び廃止)</p> <p>第9条 評価機関は、<u>認証又は認証の更新</u>申請時の申請内容に変更があつ</p>	<p>(変更及び廃止)</p> <p>第8条 評価機関は、認証_____申請時の申請内容に変更があつ</p>

改正後	改正前
<p>た場合又は第三者評価事業を廃止した場合は、変更又は廃止の日から30日以内にその旨を知事に届け出るものとする。</p> <p>(認証の取消し)</p> <p>第10条 知事は、評価機関が第8条第2項の規定により更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合にあっては、当該認証の状況その他の事情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除き、原則として取り消すものとする。また、同条第3項に掲げる各号のいずれかに該当した場合は、その有効期間にかかわらず、取り消すものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>た場合又は第三者評価事業を廃止した場合は、変更又は廃止の日から30日以内にその旨を知事に届け出るものとする。</p> <p>(認証の取消し)</p> <p>第9条 知事は、評価機関が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該評価機関に対する認証を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条各号に規定する認証要件のいずれかに該当しないこととなったとき。</p> <p>(2) 原則として過去3年間、評価業務の実績がない場合</p> <p>(3) 次条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき又は調査等への協力を行わないとき。</p> <p>(4) 前条の規定による変更の届け出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(5) 虚偽の申請その他不正の手段により認証を受けたとき。</p> <p>(6) 次に掲げる不正な行為を行う等、評価機関として相応しくないと認められる場合</p> <p>イ 第三者評価を行った事業者から評価料金以外の金品を受け取ること。</p> <p>ロ 守秘義務に違反すること。</p> <p>ハ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。</p> <p>ニ 法令・条例等に違反すること。</p> <p>ホ その他社会通念上不正と認められる行為をすること。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(認証の辞退) 第11条 (略)</p> <p>(事業報告及び調査) 第12条 (略)</p> <p>(他の都道府県推進組織の_____認証) 第13条 評価機関は、他の都道府県推進組織においても認証を<u>受けるよう努めるものとする。</u></p> <p>(遵守事項) 第14条 (略)</p> <p>(その他) 第15条 (略)</p>	<p>(認証の辞退) 第10条 (略)</p> <p>(事業報告及び調査) 第11条 (略)</p> <p>(他_都道府県_____の第三者評価機関の認証) 第12条 評価機関は、他の都道府県推進組織においても認証を<u>行うことが望ましい。</u></p> <p>(遵守事項) 第13条 (略)</p> <p>(その他) 第14条 (略)</p>

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

※上記要綱改正に伴い、要領についても所要の改正を行います。